



[湯田ダム]錦秋湖の湖面利用禁止を解除します

湯田ダムでは、国道107号の土砂崩れにより、平成27年5月から錦秋湖の湖面利用を禁止する区間を設けておりましたが、湖面利用にあたり安全が確保されていることを確認しましたので、平成29年8月1日から「ウインドサーフィン・手漕ぎボートエリア」の湖面利用禁止を解除します。

国道107号から「親水スポーツ公園（※別添函参照）」に進入・駐車して、直接湖岸に進入できるようになりますので、是非、錦秋湖にて、ウォータースポーツや、手漕ぎボートによる湖上遊覧等、湖面利用をお楽しみください。

1. 利用可能エリア ※通年利用可能
全てのエリア（進入禁止区域「斜線部」除く）が8月1日より通常どおり利用できます。
2. 国道107号からの湖面進入可能箇所…錦秋湖親水スポーツ公園



国道107号



<親水スポーツ公園入口>
国道107号 北上方面から

<親水スポーツ公園内駐車場>

<ウインドサーフィン利用状況>

←案内看板が目印です

≪発表記者会：岩手県政記者クラブ、北上記者クラブ、秋田県政記者会、
横手記者会、秋田魁新聞社大曲・湯沢支局≫

<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所
〒020-0123 盛岡市下厨川字四十四田1番地

副所長 マキタ マサシ 槇田 雅士（内線 204）
（代表TEL：019-643-7831）

北上川ダム統合管理事務所 湯田ダム管理支所
〒024-0341 岩手県和賀郡西和賀町杉名畑44地割162-15

支所長 ヤマウチ ジュンイチ 山内 純一（内線 6321）
（代表TEL：0197-74-2011）

平成29年度 錦秋湖 利用エリアマップ (平成29年8月1日より)

